

平成17年9月26日

3号機非常用ディーゼル発電機（A）定例試験時の油漏れ に関する調査結果について

当所3号機は定格熱出力一定運転中ですが、平成17年8月6日、非常用ディーゼル発電機*¹（A）の定例試験中に、燃料供給配管から分岐した排出配管より燃料油が漏えいしていることを当社社員が発見いたしました。

現場を確認したところ、燃料供給配管から分岐した排出配管の弁の一部が脱落し、燃料油が漏えいしていることから、ただちに当該ディーゼル発電機を停止した後、当該弁を仮復旧し、燃料油の漏えいは停止いたしました。

また、燃料油の供給元弁である燃料ハンドルを停止位置*²にしたことにより、燃料の供給が停止するため、当該ディーゼル発電機が使用できない状態となったことから、「運転上の制限*³」の逸脱を宣言いたしました。

当該ディーゼル発電機が動作不能の場合に保安規定に求められる、他の1台のディーゼル発電機について動作可能であること、また、原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認しております。

なお、漏えいした燃料油は約50リットルでした。（8月6日お知らせ済み）

その後、当該ディーゼル発電機については、当該弁を予備品と交換した上で運転を行い健全性を確認したことから、8月6日当日、「運転上の制限」の逸脱から復帰しています。

当該弁は、ボンネットと弁箱および弁箱と弁棒にネジ加工が施されており、両方が緩まないと外れない構造となっています。

調査の結果、定期検査時の空気抜き後に弁の閉止状態は確認していましたが、弁棒およびボンネットのネジ部が完全に閉め込んだ状態でなく、点検後の定例試験による振動で徐々に弁棒およびボンネットのネジ部が緩み、弁棒が外れたものと推定いたしました。

対策として、当該弁のボンネットが外れないようワイヤーで固定しました。また、空気抜き終了後の手順として、当該弁を閉じて緩みのないことを確認することおよびワイヤーで固定することを要領書に明記いたします。

以上

* 1 非常用ディーゼル発電機

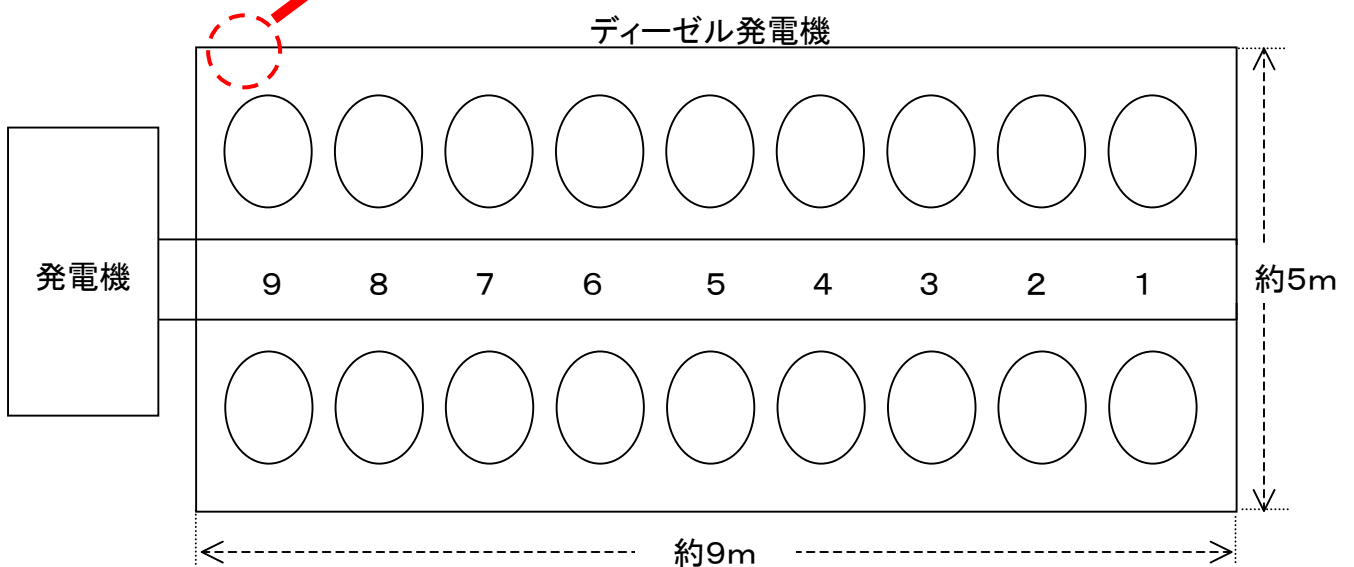
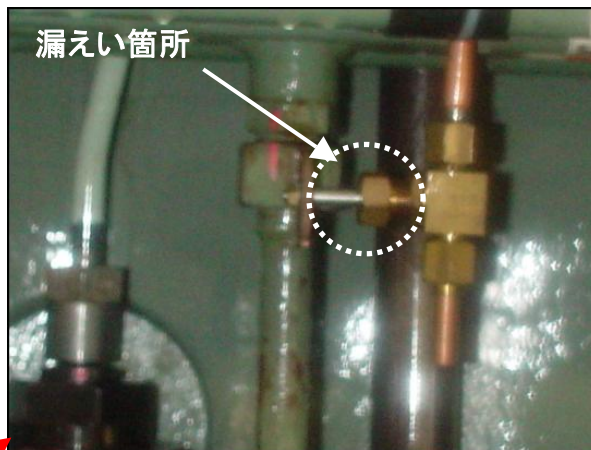
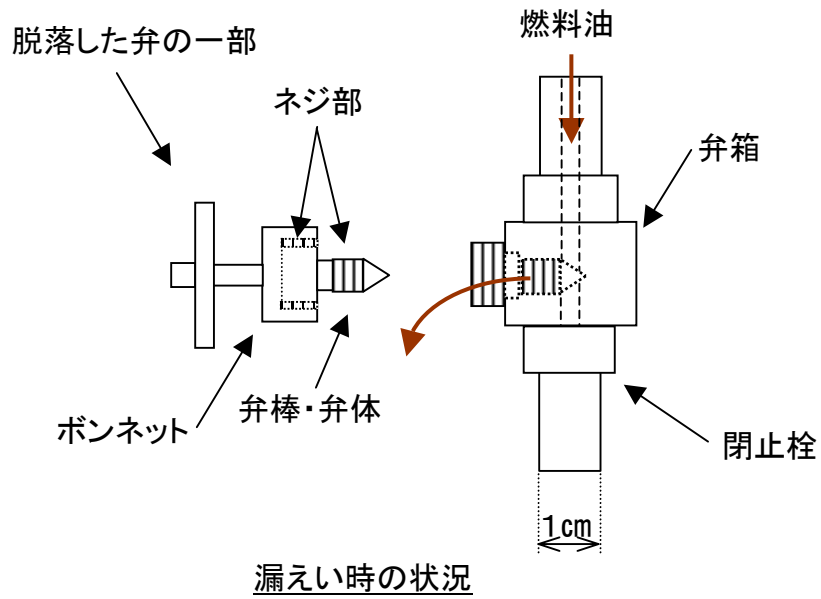
所内電源喪失時に所内へ電源を供給するためのディーゼルエンジン駆動の非常用発電機。

* 2 燃料ハンドルを停止位置

非常用ディーゼル発電機を起動させないための処置。

* 3 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。



3号機非常用ディーゼル発電機油漏れ概略図